

マイナ保険証で受診を便利に！

マイナ
保険証の
メリット



①データに基づく医療を受けられる。

- ・これまでの処方薬剤や特定健診の記録をマイナポータルで確認できる。
- ・医師や薬剤師に医療情報が共有され、スムーズに医療が受けられる。

②手続きなしで限度額を超える支払いを免除。

③マイナポータルで確定申告時に医療費控除が簡単にできる。



マイナ保険証を使って受診するには？

Step1 受付

医療機関等の受付でカードリーダーにマイナンバーカードを置く。

Step2 本人確認

顔認証または4桁の暗証番号を入力。

Step3 同意確認

診療・服薬・健診情報の利用について確認。



受診の際マイナ保険証が使えないとき



「資格情報のお知らせ」って何？

Point1 マイナ保険証を持っている人が対象

Point2 下記の①～③などに自動交付される

- ①新たに被保険者となった場合
- ②有効期限内の紙の保険証の記載事項に変更があった場合
- ③負担割合の変更時（70歳以上の国民健康保険の被保険者）

Point3 受診の際に、マイナ保険証と一緒に提示



よくある質問

Q1. マイナ保険証の利用登録がしてあるのか知りたい。

A. マイナポータルから確認できます。役場1階の住民課窓口でも確認できます。

マイナポータル▶



Q2. マイナ保険証に登録はしているが、保険が変わったら手続きが必要なのか。

A. 再度利用登録の必要はありませんが、転職や転居等により保険を異動した場合、保険の加入・喪失の手続きが必要です。

12
/
2(月)
から

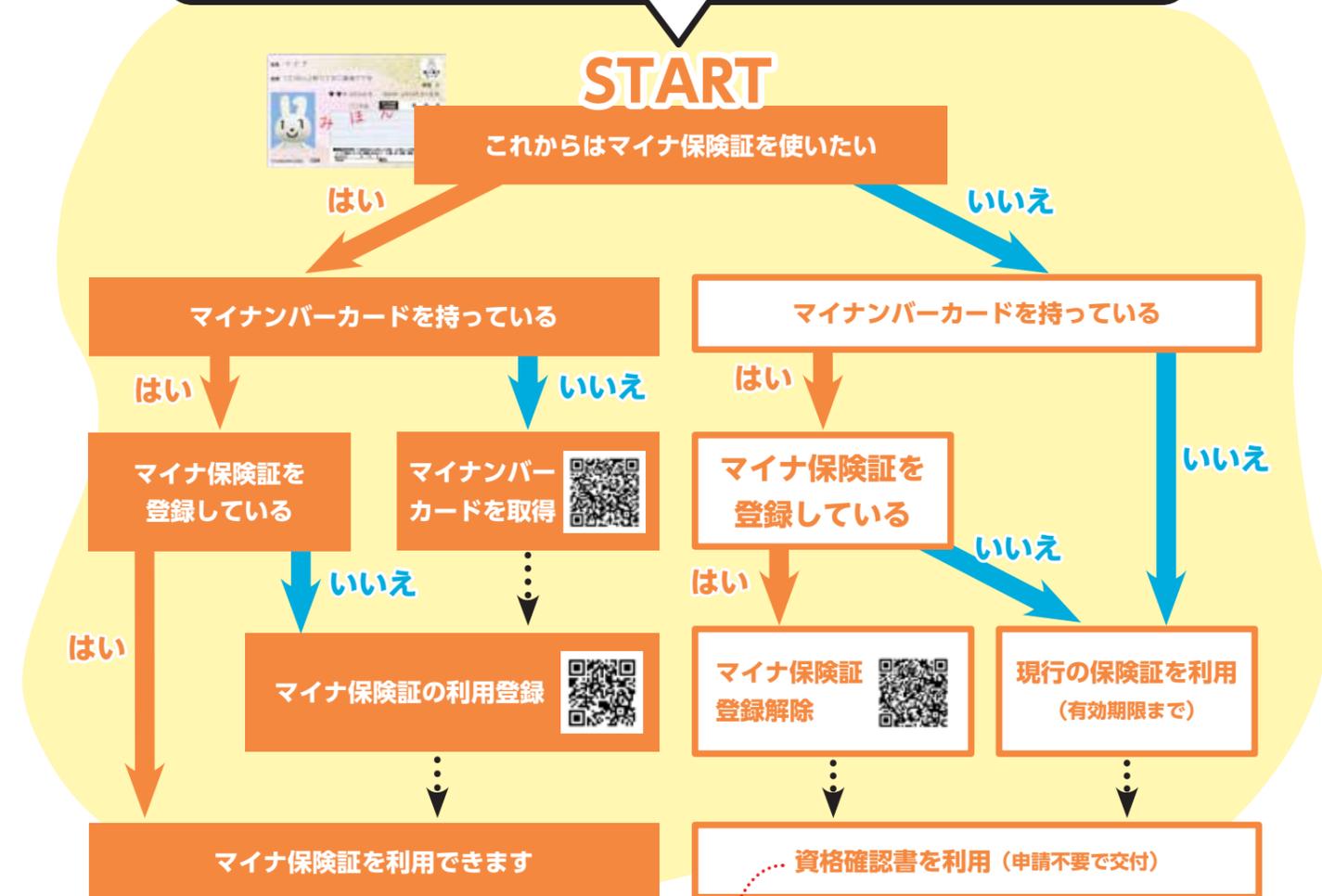
保険証とマイナンバーカード 一体化



問 住民課保険年金担当 ☎ 153 ~ 158

※国民健康保険・後期高齢者医療制度以外については各保険者にお問い合わせください。

これからの保険証利用は？フロー図でチェック！



資格確認書って何？

Point1 現行の保険証に代わる、健康保険加入の証明書

Point2 マイナ保険証を持っていない人が利用できる

Point3 現行の保険証と同じカード型

Point4 有効期限は1年（1年ごとに自動更新、自動送付）

Point5 対象者に自動送付（紛失での再交付などは要申請）

こんな時はどうなる？

- 紛失などで被保険者証等を再発行したい。
→ 申請をして 資格確認書を交付。
- 電子証明書の更新を忘れた。 } 申請不要で 自動交付。
- マイナンバーカードを返納した。 }

※令和6年12月2日～令和7年7月31日に後期高齢者医療制度に新たに加入する人には、マイナ保険証の有無にかかわらず資格確認書を交付。